

# 業 務 仕 様 書

件名：令和3年度給与支払報告書等のシステム登録前作業等  
及び償却資産申告書收受作業等仕様書

札幌市役所財政局税政部市民税課・固定資産税課

# 目次

<b>1 令和3年度 給与支払報告書等のシステム登録前作業</b>	3
1. 業務の概要	3
2. 業務の目的	3
3. 各賦課資料及び用語の定義	4
4. 予定件数	4
5. 業務細目及び手順（受託者処理分のみ掲載）	5
6. 注意事項（セキュリティ対策について）	20
7. 業務上の義務	20
8. 業務履行場所	20
9. 業務期間及び業務実施時間	20
<b>2 令和3年度 給与支払報告書等の受付作業</b>	21
1. 業務の概要	21
2. 業務の目的	21
3. 各賦課資料及び用語の定義	21
4. 予定件数	22
5. 業務細目及び手順	22
6. 業務上の義務	24
7. 業務履行場所	24
8. 業務期間及び業務実施時間	24
別添資料 本人確認の措置について	25
<b>3 令和3年度 特別徴収関係郵便開封作業等</b>	26
1. 業務の概要	26
2. 業務の目的	26
3. 各賦課資料及び用語の定義	26
4. 予定件数	26
5. 業務細目及び手順	26
6. その他注意事項	28
7. 業務上の義務	29
8. 業務履行場所	29
9. 業務期間及び業務実施時間	29
<b>4 令和3年度 償却資産申告書收受作業等</b>	30
1. 業務名	30
2. 業務の概要及び予定件数	30
3. 業務の目的	31
4. 業務細目	31
5. 業務上の義務	33
6. 業務履行場所	33
7. 業務期間・業務実施時間	33
8. 特別注意事項	33
9. その他	34
<b>5 その他の事項</b>	34

# 1 令和3年度 給与支払報告書等のシステム登録前作業

## 1. 業務の概要

中央市税事務所会議室内に設置する作業場を使用し、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書（以下、「賦課資料」という。）について、次の【図1】の作業を行う。

【図1】業務の概要

給与支払報告書		公的年金等支払報告書	
<b>A 枚数等確認作業</b> 提出された総括表の記載内容と給与支払報告書の内容・枚数の確認等を行う。	4 ページ	/	
<b>B No.1・No.2 分離作業</b> 通常は2枚1組で提出される給与支払報告書をNo.1とNo.2に分離する。	5 ページ		
<b>C 特の判押し作業</b> 特別徴収分給与支払報告書の所定位置に特の判を押す。			
<b>D 記載内容審査作業</b> 賦課資料の記載内容を審査し、必要に応じて補記等する。	9 ページ		
<b>E スキャニング作業</b> スキャナー機器（3台）を使用し、スキャニング作業を行う。	11 ページ	<b>F スキャニング作業</b> 同左。	16 ページ
<b>G 分離漏れチェック作業</b> Bで分離したNo.2について、分離漏れ等がないかを確認する。	16 ページ	/	

## 2. 業務の目的

本業務は、1月～3月に大量に提出される賦課資料について、内容に不備がないかを確認し、スキャン作業により画像データ化することを目的としている。

### 3. 各賦課資料及び用語の定義

#### (1) 各賦課資料

- ア 給与支払報告書総括表又は年金支払報告書総括表（以下、「総括表」という。）
- イ 特別徴収分給与支払報告書（以下、「特徴給報」という。）
- ウ 普通徴収分給与支払報告書（以下、「普徴給報」という。）
- エ 公的年金等支払報告書（以下、「年報」という。）
- オ 特別徴収区分票
- カ 普通徴収区分票

※ 「特徴給報」と「普徴給報」は給与支払報告書の内訳である。

以下の記載において、「特徴給報」又は「普徴給報」と内容を指定しない場合には、単に「給報」と表記する。

#### (2) 用語の定義

- ア 支払者  
給与を支給している者、つまり給与支払者（事業主）。
- イ 受給者  
給与の支給を受けている者。
- ウ 特徴義務者  
特徴給報提出枚数が1枚以上の支払者。
- エ 普徴義務者  
特徴給報提出枚数が0枚の支払者。
- オ 指定番号  
各支払者に割り振られている8桁の番号。  
札幌市様式の総括表では、右上に記載箇所がある。
- カ 特別徴収義務者番号  
指定番号と同意であり、「支払者番号」と表記されることもある。  
本仕様書上は「指定番号」と記載を統一する。

### 4. 予定件数

履行期間内の予定件数は次の【図2】のとおり（「合計」欄は、各作業の主な処理対象帳票の件数を示している）。ただし、この予定件数は令和2年度課税分における対象賦課資料のデータ入力実績から算出したものであり、本業務の履行予定件数を保証するものではない。

また、納品はスキヤニング終了後に日次で行うこと。

【図2】 予定件数

#### A 総括表及び給与支払報告書の枚数等確認作業 ～ F スキヤニング作業

週	期間	【参考】 作業人数の目安 (実績から)	総括表 (枚)	給報 (枚)	給報 (枚)		年報 (枚)
					普徴給報 (枚)	特徴給報 (枚)	
1	1/18-1/22 (5日間)	25～30人	5,000	100,000	40,000	60,000	0
2	1/25-1/29 (5日間)	30～35人	10,000	190,000	76,000	114,000	0
3	2/1-2/5 (5日間)	30～35人	12,000	238,000	95,200	142,800	0
4	2/8-2/12 (4日間)	30～32人	6,000	112,000	44,800	67,200	1,000
5	2/15-2/19 (5日間)	8人程度	1,000	23,000	9,200	13,800	
6	2/22-2/26 (4日間)	8人程度	600	12,400	4,960	7,440	1,000
7	3/1-3/3 (3日間)	5人程度	400	8,600	3,440	5,160	0
計		-	35,000	684,000	273,600	410,400	2,000

※C特の判押しは特徴給報のみの処理。

※【参考】作業人数の目安（実績から）」は、本業務における作業人数の実績から目標処理件数のピーク期間を勘案し、参考として示すものである。特に第2週～第4週に掛けて処理件数が多く、適当な人工数が必要となる。例年、第2週～第4週の作業人数が目標件数を処理する観点から不足する傾向がある。

※図2の総括表、給報、年報の枚数は、Fスキャニング作業までについての予定件数を示すものであり、Gの作業については、スキャニング作業の進み具合によって、作業タイミングが変動する可能性があるため記載していないが、総件数は給報と同じである。

## 5. 業務細目及び手順（受託者処理分のみ掲載）

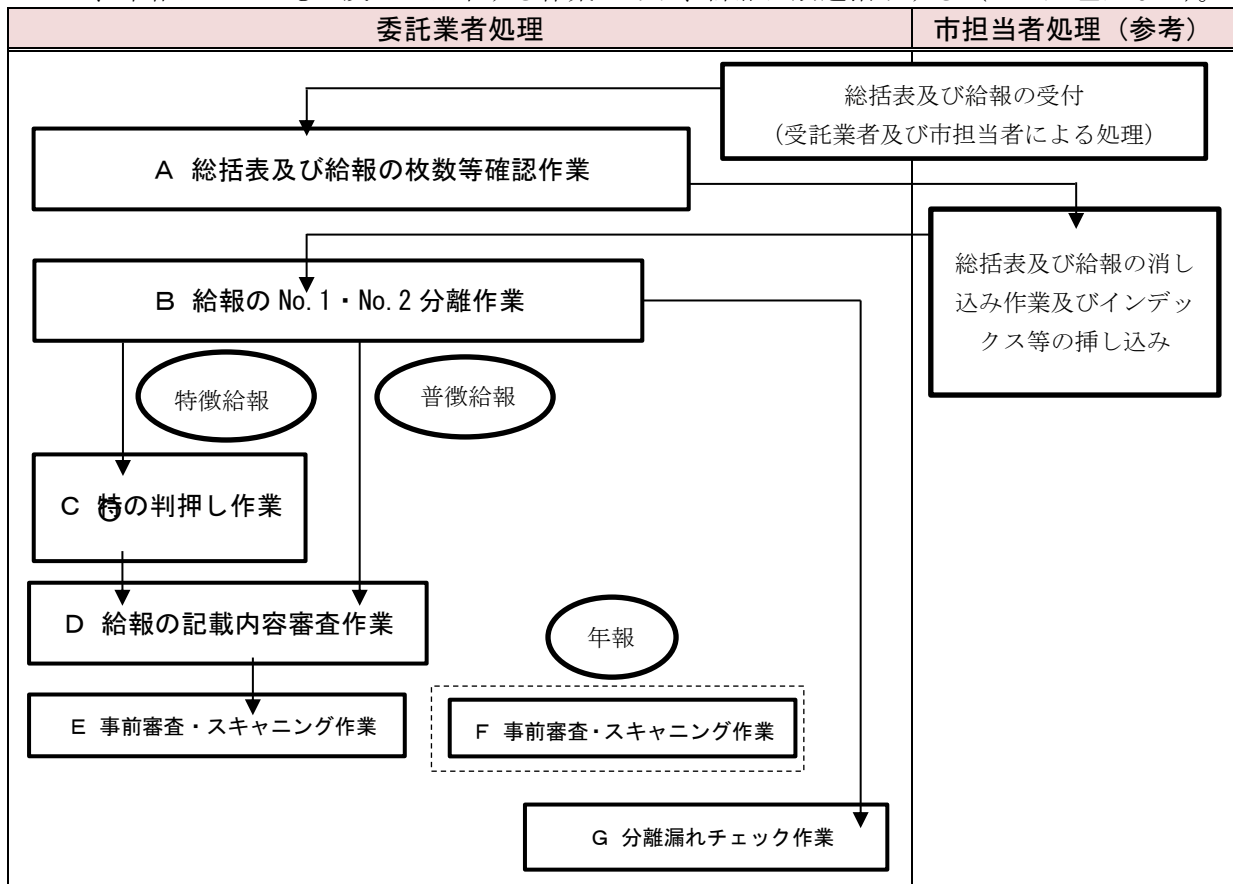
### (1) 業務フロー

業務委託内容は下記フロー中のA～Gのとおり。

総括表及び給報を所定と大きく異なる様式で提出する一部の支払者分については、各項目記載箇所等が異なるため、別途指示する方法により処理すること。

なお、対象は市が抽出し、提示する。

また、年報についてもA及びBに準ずる作業があり、詳細は別途指示する（Cの処理はない）。

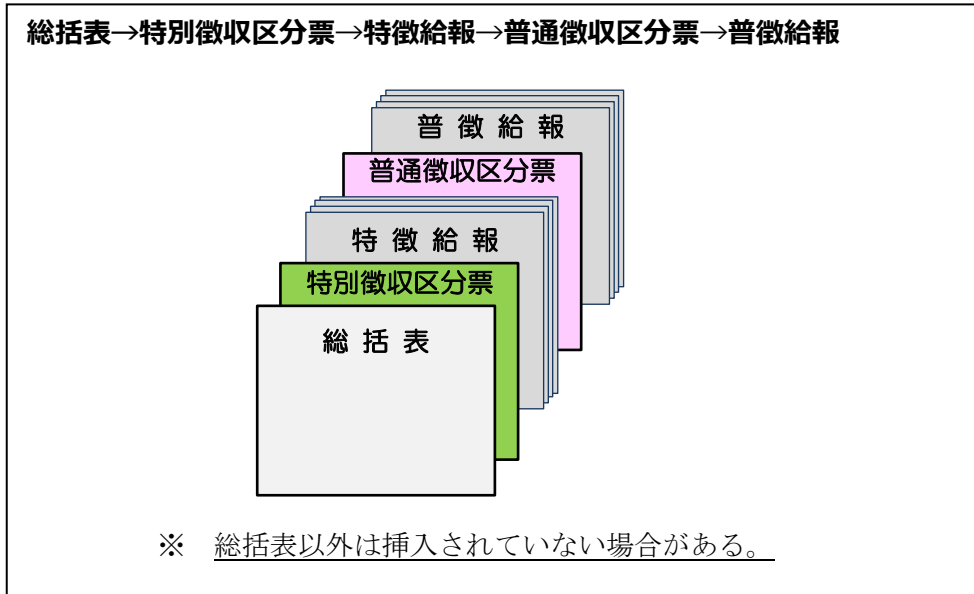


(2) 業務細目及び手順

**A 総括表及び給与支払報告書の枚数等確認作業**

※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

**イメージ1** 【給報提出時の並び順】 ※特徴給報及び普徴給報は、通常2枚1組



**参考1** 総括表及び給報の様式例 (※ほかの様式やA5サイズ以外の場合もあり、詳細は契約後に別途指示する。)

### 給報について（前提説明）

給報は、通常、受給者1人につき内容が同じものが2枚（No.1給報及びNo.2給報）提出されるが、同じ内容のものが2枚綴りとなっており、給報の1枚目を「No.1給報」、2枚目を「No.2給報」という。

なお、2枚複写式ではなく、例外的な配置により提出される場合のNo.1及びNo.2の判断は以下のとおり。

提出された給報の配置	No.1及びNo.2の判断
左右に給報が配置されている場合	左側を「No.1給報」、右側を「No.2給報」とする。
上下に給報が配置されている場合	上側を「No.1給報」、下側を「No.2給報」とする。

また、総括表及び特別徴収区分票（緑紙）から普通徴収区分票（ピンク紙）までの間の給報を「特徴給報」、普通徴収区分票以降の給報を「普徴給報」という。

※ 中には、受給者1人につき給報が1枚のみの場合もあり、その場合はすべてNo.1給報として扱う（No.2給報はない）。

① 総括表に令和3年度分であることを表す「③」の表示があること（「令和2年分」と表示されている場合は令和3年度分として扱うこと）、また、受付印が押されていることを確認する。  
※ 年度の確認ができない場合（「③」「令和2年分」以外の表示がされている場合、または表示が一切ない場合）は付箋に「年分不明」と記載し、また受付印が押印されていない場合は付箋に「受付印なし」と記載し、市に返却する。

② No.1特徴給報及びNo.1普徴給報の枚数を数え、所定の位置に各枚数を記載する。なお、計数誤りは後続業務へ影響するため、作業の中で誤りがないよう、注意して数えること。

**なお、課税資料（給与支払報告書等）の紛失や行方不明が発生しないよう、厳しく注意・管理すること。**

また、特徴給報及び普徴給報の区分が不明な場合（※）は、No.1全体の枚数を数え、所定の位置に枚数を記載する（各記載位置及び記載方法の詳細は、契約後に別途調整する）。

※ 不明な場合とは、特別徴収区分票及び普通徴収区分票のいずれも添付されていないことや、イメージ1の並び順と順序が異なっている場合を想定している

例1) 上から、『総括表→特別徴収区分票→No.1・2給報が各5枚』の場合は、『特徴給報5枚、普徴給報0枚』という判断になる。

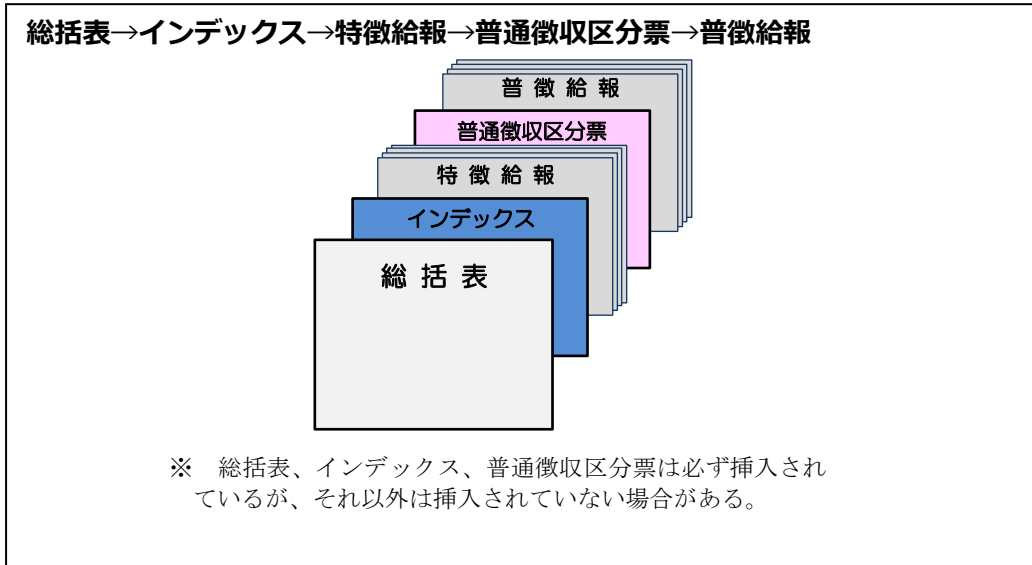
例2) 上から、『総括表→普通徴収区分票→No.1・2給報が各5枚→特別徴収区分表→No.1・2給報が各5枚』の場合は、全体数のみを数えることになる。

③ 総括表記載「指定番号」の頭2桁（頭2桁が「10」の場合は頭4桁）に分けて各指定番号の箱に入れる（指定番号の記載がないものは、『指定番号なし』箱に入れる）。

**B・C 給与支払報告書のNo.1・No.2分離作業及び㊟の判押し**

※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

**イメージ2** ※特徴給報及び普徴給報は、通常2枚1組



**イメージ3** 【給報仕分け後】 ※2枚1組の特徴給報及び普徴給報をNo.1及びNo.2に分離

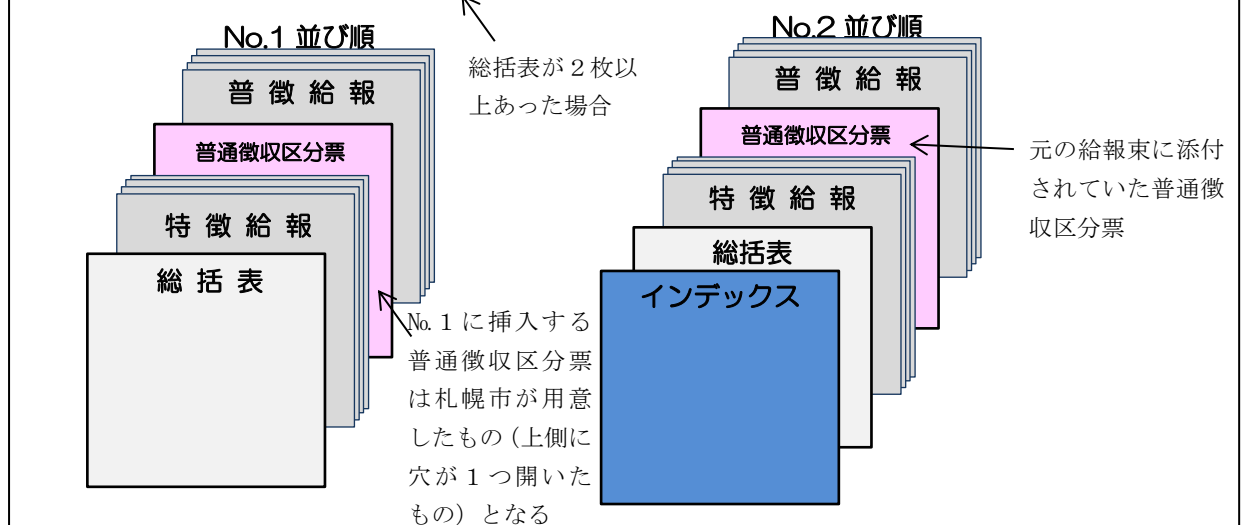
【特徴義務者並び順】

【No.1】

総括表→特徴給報→普通徴収区分票（札幌市が用意したもの）→普徴給報

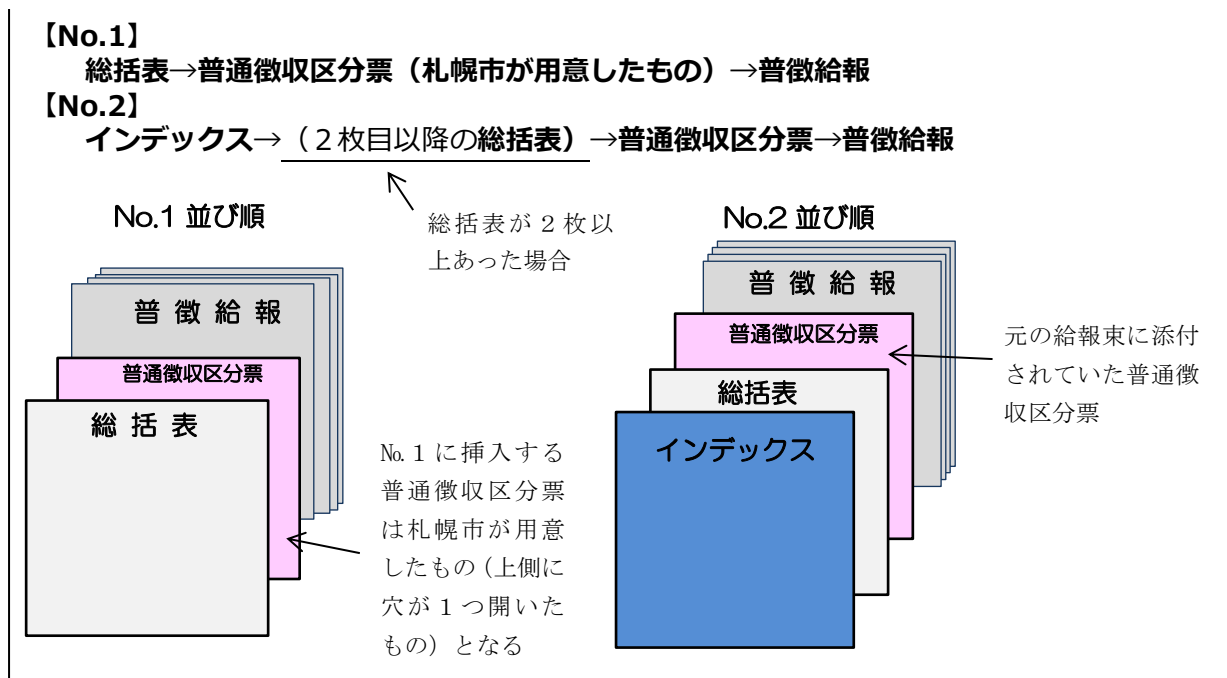
【No.2】

インデックス→（2枚目以降の総括表）→特徴給報→普通徴収区分票→普徴給報





【普徴義務者並び順】



※A②処理後は市担当者が処理し、その処理が完了した後にB・Cの処理を行う。

- ① 『給報未分離』の箱から、No.1・No.2が分離されていない状態の総括表・特徴給報・普徴給報の束を持ってくる（並び順は、**イメージ2**のとおり）。

※ 総括表、インデックス（青紙）、普通徴収区分票は必ず挿入されているが、それ以外は挿入されていない場合がある。

※ 並び順が不正な場合は、付箋に「並び順不正」と記載し、総括表に添付の上、『分離作業・市担当者確認』箱に入れる。

※ インデックス（青紙）の指定番号と、総括表の指定番号を確認し、一致していない場合は付箋に「指定番号不一致」と記載し、総括表に添付の上、『分離作業・市担当者確認』箱に入れる。

※ 消込印が無い場合は、付箋に「消込印なし」と記載し、総括表に添付の上、『分離作業・市担当者確認』箱に入れる。

- ② No.1給報とNo.2給報を分離し、**イメージ3**のとおり、No.1給報の束とNo.2給報の束に整理の上、クリップや輪ゴム等によりまとめる。このとき、総括表が複数枚ある場合は、左下に市担当者の消込印が押印されている1枚のみをNo.1給報に添付し、その他はインデックス（青紙）に添付する。

なお、総括表・インデックス（青紙）・普通徴収区分票以外の資料のうち、添付されていないものについては、その分を無いものとして扱う。

## その他処理事項

- No.1 給報には、本市が準備した普通徴収区分票（上側に穴が1つ開いたもの）を、No.2 には元の給報束に添付されていた普通徴収区分票を添付する（普通徴収区分票（上側に穴が1つ開いたもの）はこの作業において、新たに挿入される資料である）。
  - No.1 給報とNo.2 給報の他、更に源泉徴収票が添付されている場合は、付箋に「源泉徴収票あり」と記載し、該当する源泉徴収票に添付の上、『分離作業・市担当者確認』箱に入れておく（No.1 及びNo.2 給報の代わりとして、源泉徴収票のみが添付されている場合は、それらをNo.1 及びNo.2 給報として扱う。その場合は、「源泉徴収票あり」付箋の添付及び別箱入れ対応は不要である）。
  - No.1 給報の束とNo.2 給報の束があらかじめ分離している場合があり、その際は、No.1 給報と同様のNo.2 給報が存在することを確認の上、**イメージ3**のとおりまとめる。
  - No.1 給報とNo.2 給報が1枚の用紙で提出されている場合があり、その際はNo.1 とNo.2 給報を裁断の上、**イメージ3**のとおりまとめる。
  - 受給者1人につき給報が1枚のみ提出されている場合があり、その際は、インデックス（青紙）の右下に“①”（ナンバリングではなく符号の意味）と記載されているので、当該給報をNo.1 給報として取扱い、No.2 給報はインデックス（青紙）と2枚目以降の総括表のみで保管する（「No.2 給報は無し（0枚）」という扱いとする）。
  - 受給者1人につき給報が1枚のみの場合で、インデックス（青紙）の右下に“①”の記載がない場合は、付箋に「①記載なし」と記載し、『分離作業・市担当者確認』箱に入れる。
  - 受給者1人につき給報が1枚のみ提出されている場合かつ2名分が1枚の用紙で提出されている場合があり、その際はインデックス（青紙）の右下に“①”（ナンバリングではなく符号の意味）と記載されているので、給報を裁断の上、当該給報をNo.1 給報として取扱い、No.2 給報はインデックス（青紙）と2枚目以降の総括表のみで保管する（「No.2 給報は無し（0枚）」という扱いとする）。
  - No.1 が不鮮明な場合等、No.2 をNo.1 にするよう指示する付箋が添付されている場合は、その指示に従う。
  - 市職員からの指示の付箋には、担当者印が押印されているため、その指示に従うこと。担当者印のない付箋がある場合は、付箋に「付箋あり」と記載し、総括表に添付の上、『分離作業・市担当者確認』箱に入れる。
  - 『分離作業・市担当者確認』箱へは、No.1 給報とNo.2 給報の全てをまとめて入れる。
- ③ ②によりまとめたNo.1 給報のうち、特徴給報（総括表から普通徴収区分票の間の給報）の所定位置に**特**のゴム印を押印する（押印箇所は9ページ**参考2**を参照のこと）。
- なお、特徴給報が1枚も存在しない支払者については、処理不要である。

### ■**特**ゴム印の押印について

特の濃さは後続業務に影響するものであるため、スタンプ台を使用し、はっきりと判読できるような濃さにより押印すること。（例年、**特**の濃さが薄く、後続業務に支障をきたしている。薄い場合は作業のやり直しを求める場合があるため、しっかりと押印するように注意すること。）

なお、インク補充式のゴム印を使用する場合は、受託者がインク等を用意すること。

④ 給報の分離漏れがないか、No.1 給報を再度1枚ずつめくり、同一人で同内容が2枚連続していないかを再確認する（分離漏れのほか、例えば、Aさんが2枚ともNo.1、Bさんが2枚ともNo.2のように、分離後の給報の仕分け誤りの場合もあるので、注意すること）。処理誤りが判明した場合は、市職員に判断を仰いだ上で正しい状態に修正する。

また、1枚ずつめくる際に、特の押印漏れ又は押印誤りがないかも併せて再確認し、処理誤りが判明した場合は、正しい状態に修正する。

更に、No.1 給報の束に誤って元から添付されていた普通徴収区分票が添付されていないか確認し、処理誤りが判明した場合は、正しい状態に修正する（No.1に上側に穴が1つ開いたもの以外の普通徴収区分票が添付されている場合は処理誤りである）。

⑤ No.1 給報は、『特徴義務者分離済』又は『普徴義務者分離済』箱の該当する方に入れる。

⑥ No.2 給報は、プラケースに保管する。その後、Gの作業へ。

#### D 給報記載内容の審査作業

※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

#### 参考2 審査項目図示

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

(オ)

特

(キ)

① 『特徴義務者要審査』又は『普徴義務者要審査』の箱から、給報の束を取り出し、それぞれ **イメ**

**一ジ3**のNo.1の並び順となっているか確認し、並び順不正又はNo.2も添付されている場合は、付箋に「並び順不正」又は「分離もれ」と記載し、総括表に添付の上、『審査作業・市担当者確認』の箱に入れる。

なお、『特徴義務者要審査』又は『普徴義務者要審査』のどちらかの箱分を優先的に処理するかは、適宜、市担当者の指示に従うこと。

② 総括表の右上に「指定番号」が記載されていることを確認し、記載されていない場合は、付箋に「指定番号なし」記載し、添付の上、『審査作業・市担当者要確認』箱に入れる。

③ 特徴給報へ特押印漏れ又は普徴給報へ特押印誤りが無いか確認し、処理漏れが判明した場合は、付箋に「特処理誤り」と記載し、該当給報に添付の上、④作業後に該当支払者全全ての給報を『審査作業・市担当者確認』箱に入れる（付箋を添付した給報のみを抜き取ったりしない）。

④ 各支払者の給報の各欄を次の要領で審査し、指摘事項がない又は補記対応したもの（付箋が1枚も添付されていないもの）は、『特徴義務者審査済』又は『普徴義務者審査済』箱に入れる。

また、指摘事項があるもの（付箋が1枚以上添付されているもの）は、該当支払者分の全給報を審査した上で、『審査作業・市担当者要確認』箱に入れる（付箋を添付した給報のみを抜き取ったりしない）。

なお、補記する場合は、必ず本市が準備した赤系ボールペンを使用すること。

※ 審査及び補記内容は、各作業の進捗具合や給報提出状況等により、契約後に調整することがある。その場合は、別途指示する。

**【確認項目（特徴給報・普徴給報共通）】**

(7) 年度欄	<p>年度が令和3年度（丸囲みが③となっている）以外のものが混在している場合は、付箋に「年度誤り」と記載し、該当給報に添付する。なお、源泉徴収票を給報として取り扱っている場合（B・C②その他処理事項参照）は、「令和2年分給与所得の源泉徴収票」を「令和3年度」給報として扱う。</p> <p>ただし、年度を示す表示が全くない場合は、付箋の添付も補記も不要である。</p>
(4) 住所欄	<p>「区」が記載されていない場合は補記する（例えば、「北2条東4丁目」と記載されている場合は、“北”の前に“中央区”と補記する。）。また、該当区が不明な場合は、付箋に「住所不明」と記載し該当給報に添付する。</p> <p>※市外住所が記載されている場合は、そのままスキャンに回すため、付箋の添付は不要。</p>
(7) 氏名欄	<p><b>カナ氏名の文字が判読しづらい大きさである場合は、補記すること。</b>カナ氏名の記載がない場合は、一般的な読み方を補記する（補記する基準等は契約後に別途指示する）。漢字氏名欄のみにカナ氏名が記載されている場合は、当該氏名をカナ氏名欄に補記する。</p> <p>また、読み方が皆目見当の付かない場合や氏名自体が未記入の場合は、付箋に「氏名不明」と記載し、該当給報に添付する。</p>
(I) 生命保険料控除欄	<p>「生命保険料の控除額」欄に金額が記載されているにもかかわらず、「生命保険料の金額の内訳」欄が空欄である場合は、付箋に「生保確認」と記載し、該当給報に添付する。</p> <p>なお、「生命保険料の金額の内訳」が空欄である場合でも、「生命保険料の控除額」欄が「12万円・10万円・9万円・8万円・5万円・4万円」のときは、付箋の添付は不要。</p>

(オ)	<p><b>摘要欄</b></p> <p>「摘要」欄に前職分の給与支払金額が記載されている場合は、摘要欄の余白に「前職1」のゴム印を押印する（通常は、“前職支払額”の文言の後ろに金額の記載があるが、その他、単純に会社名と金額のみの場合等もある。詳細は、契約後に別途指示する）。</p> <p>なお、一部、摘要欄以外に別途前職分の給与支払額等を記載する給報様式もあり（例えば、支払者の名称の上や下など）、そのときも前職分の給与支払金額が記載されている場合は、摘要欄の余白に「前職1」のゴム印を押印する。</p> <p>また、前職支払額等の文言が元から給報に印字されている場合もあるが、文言の後ろに金額がない場合は、ゴム印を押印しない。</p> <p>なお、摘要欄に非居住者、海外出張、出国、外国の国名等の記載がある場合は、付箋に「摘要確認」と記載し、該当給報に添付する。</p>
(カ)	<p><b>支払者の名称又は氏名欄</b></p> <p>支払者名が、総括表に記載されている名称又は氏名と同じか確認する。未記入の場合は、総括表に記載されている指定番号を「氏名又は名称」欄に補記する。また、支払者名が異なる場合は、付箋に「支払者不一致」と記載し、該当給報に添付する。</p>
(キ)	<p><b>印字ズレがある場合</b></p> <p>電算出力用（プリンターによる連続帳票打ち出し方式）の給報を用いている支払者について、各印字が所定の枠内からはみ出していないか確認する。所定の枠内からはみ出ている場合は、補記の方法を確認するため、その都度、市担当者に引き継ぐ。</p> <p>なお、特に「控除対象配偶者」欄や下段の「未成年者」等の欄のように、該当に「○」を付ける項目や「生年月日」欄については、印字ズレが生じる頻度も多く、後続業務への支障も大きいので、特に気を付けること。</p>
(ク)	<p><b>裏面又は次葉に記載がある場合</b></p> <p>表面以外（裏面又は次葉）に何かしらの記載があった場合は、付箋に「裏面あり」と記載し、該当給報に添付する。</p>

※各審査項目の発生予想割合（項目が重複する場合、それぞれに計上。）

記号	項目	割合
(ア)	年度欄	1%
(イ)	住所欄	3%
(ウ)	氏名欄	5%
(エ)	生命保険料控除欄	3%
(オ)	摘要欄の前職記載	10%
(カ)	支払者の名称又は氏名欄	1%
(キ)	段ズレのチェック	5%
(ク)	裏面又は次葉に記載がある場合	1%

※職員からの指示の付箋には、担当者印が押印されているため、その指示に従うこと。担当者印のない付箋がある場合は、付箋に「付箋あり」と記載し、総括表に添付の上、『審査作業・市担当者要確認』箱に入れる

## E 給報のスキャン作業

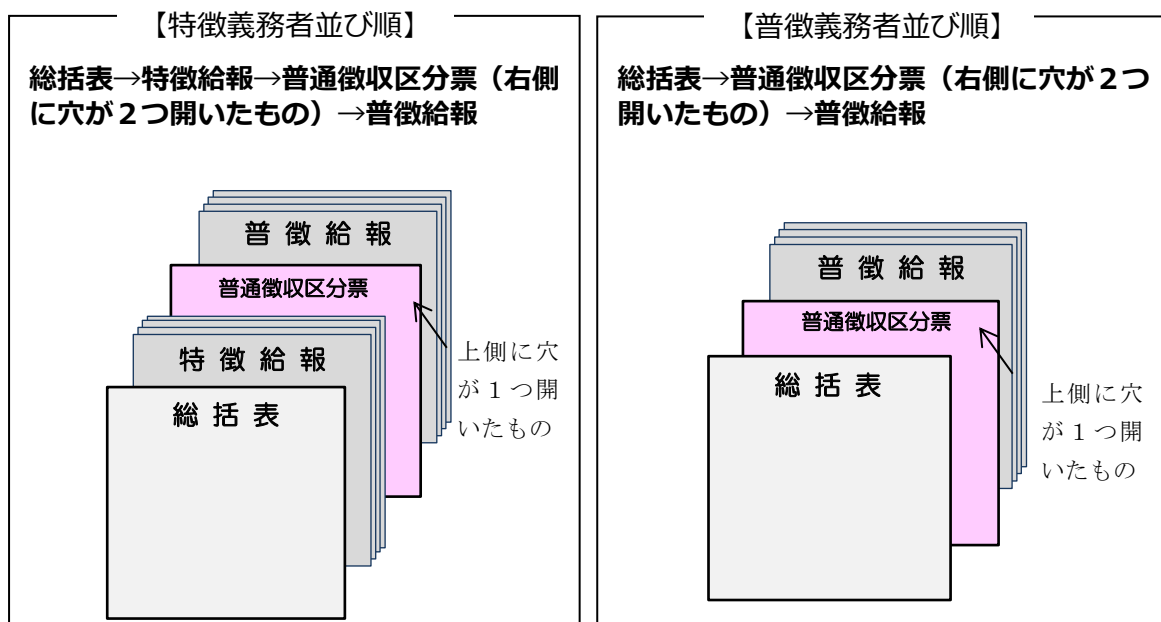
※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

- ① 『特徴義務者スキャン』又は『普徴義務者スキャン』箱から、総括表及び給報の束（以下、「給報束」という）を取り出し、それぞれの給報束が**イメージ4**の並び順であるか確認する。

確認の結果、書類が不足している場合には、付箋に「書類不足」と、また、並び順が不正である場合には、付箋に「並び順不正」と記載し、総括表に添付の上、『スキャン作業・市担

当者確認』箱に入れる。

#### イメージ4 【給報束取出し時の並び順】



② 特徴義務者・普徴義務者の区分により、次のとおり簡易チェック及び件数記録を行う。

#### 特徴義務者

- 特徴給報に罫が押印してあるか、パラパラとめくりながら確認する。  
確認の結果、押し漏れを発見した給報束については、付箋に「罫処理漏れ」と記載し、該当給報に添付の上、『スキニング作業・市担当者確認』箱に入れる。
- 普通徴収区分票（上側に穴が1つ開いたもの）を抜き取り、本市へ返却できるよう破棄せずに別途保管する。
- 総括表に記載されている「指定番号」及び「報告人員（計）」（朱書き訂正されている場合は、訂正後の数字（「計」・「ケ」・「K」の後ろの数字）を優先する）の値を「件数記録データ（参考5）」の「給報枚数」に入力し、給報束を『スキニング（給報）』箱に入れる。

なお、入力する項目が不明の場合は、付箋に「記録不能」と記載し、総括表に添付の上、『スキニング作業・市担当者確認』箱に入れる。

#### 普徴義務者

- 普通徴収区分票（上側に穴が1つ開いたもの）を抜き取り、本市へ返却できるよう破棄せずに別途保管する。
- 総括表に記載されている「指定番号」及び「報告人員（計）」（朱書き訂正されている場合は、訂正後の数字（「計」・「ケ」・「K」の後ろの数字）を優先する）の値を、「件数記録データ」の「給報枚数」に入力し、給報束を『スキニング（給報）』箱に入れる。  
なお、入力する項目が不明の場合は、付箋に「記録不能」と記載し、総括表に添付の上、『スキニング作業・市担当者確認』箱に入れる。

#### 件数記録データについて

「件数記録データ」は、スキャナー機器ごと及び日ごとに受託者が準備したノートパソコン3台を使用し、作成する。

- ③ 『スキヤニング（給報）』箱から給報束を取り出し、スキヤニング機器にセットする。  
なお、支払者ごとの束を分割してスキヤニングすることは原則禁止とするが、件数が多量であり、分割することがやむを得ない場合は、分散しないよう注意すること（分割する場合でも、同一支払者の束については同日内にスキヤニングを行うこと）。  
反対に、件数が少量の支払者については、複数支払者分をまとめて一度にスキヤニングすることを認める。
- ④ 別添の「スキヤニング機器操作マニュアル（契約後に示すもの）」に従い、スキヤニング作業を行う。  
なお、スキヤニングを実施する際は、専用ディスプレイによりイメージデータが正常に作成されているか点検を行いながら進めること。  
また、特徴給報への罫の押印漏れがないか、ディスプレイを見ながら再点検する。  
点検により異常（画像の切れや天地逆、罫の押印漏れ、2枚同時スキャン等）が発見された場合、異常なイメージデータについては、必ずバッチ確定処理を行う前に再スキヤニングを行い、イメージデータの差替え等の対応を行うこと。  
正常にスキヤニングを行えない給報束がある場合やバッチ確定後に再スキヤニングの必要が生じた場合には、市担当者へ指示を仰ぐこと。
- ⑤ スキヤニングにより作成したイメージデータの数量と、②にて入力した「件数記録データ」の「スキヤニング予定枚数【A】」が一致するか点検する。  
なお、複数支払者分をまとめて一度にスキヤニングした場合は、イメージデータの数量と複数支払者のスキヤニング予定枚数合計値の整合性について、必ず複数回計算を行い、確認すること。

#### **イメージデータ数量と件数記録データのスキヤニング総数が一致の場合**

件数が一致する場合は、「件数記録データ」の「作成されたイメージ数【B】」に件数を入力の上、打番された資料番号の開始番号及び終了番号が「件数記録データ」の「開始番号」及び「終了番号」と一致するか確認する（複数支払者分をまとめて一度にスキヤニングした場合においても、「件数記録データ」の入力は、支払者ごとに行を変えることとする。）。

確認の結果、一致していれば合格として⑥以降の処理を行う。

#### **イメージデータ数量と件数記録データのスキヤニング総数が不一致の場合**

件数が一致しない場合は、「件数記録データ」の作成誤りやスキヤニング漏れ、余分なイメージデータが作成されている可能性があるため、原因を特定すること。また、スキヤニング漏れの可能性があるため、給報束を1枚ずつめくり資料番号が打番されていないものがないか確認すること。

確認の結果、スキヤニング漏れが判明した場合は、当該資料について再スキヤニングを行うこと。原因が特定できない場合は、総括表に記載された件数が誤っている可能性があるため、必ず市担当者へ引き継ぐこと。

- ⑥ ④及び⑤の点検により合格した給報束は、『保管（スキャン済給報）』箱に入れる。
- ⑦ 『保管（スキャン済給報）』箱から給報束を取り出し、クリップを外して専用の保存箱に入れる。保存箱の中で崩れないようにある程度まとまったら輪ゴムでまとめる。  
保存箱には、スキヤニング日を明記する。  
なお、給報の大きさがA5サイズよりも大きな場合は、A5サイズになるように折った上で専用の保存箱に入れる。



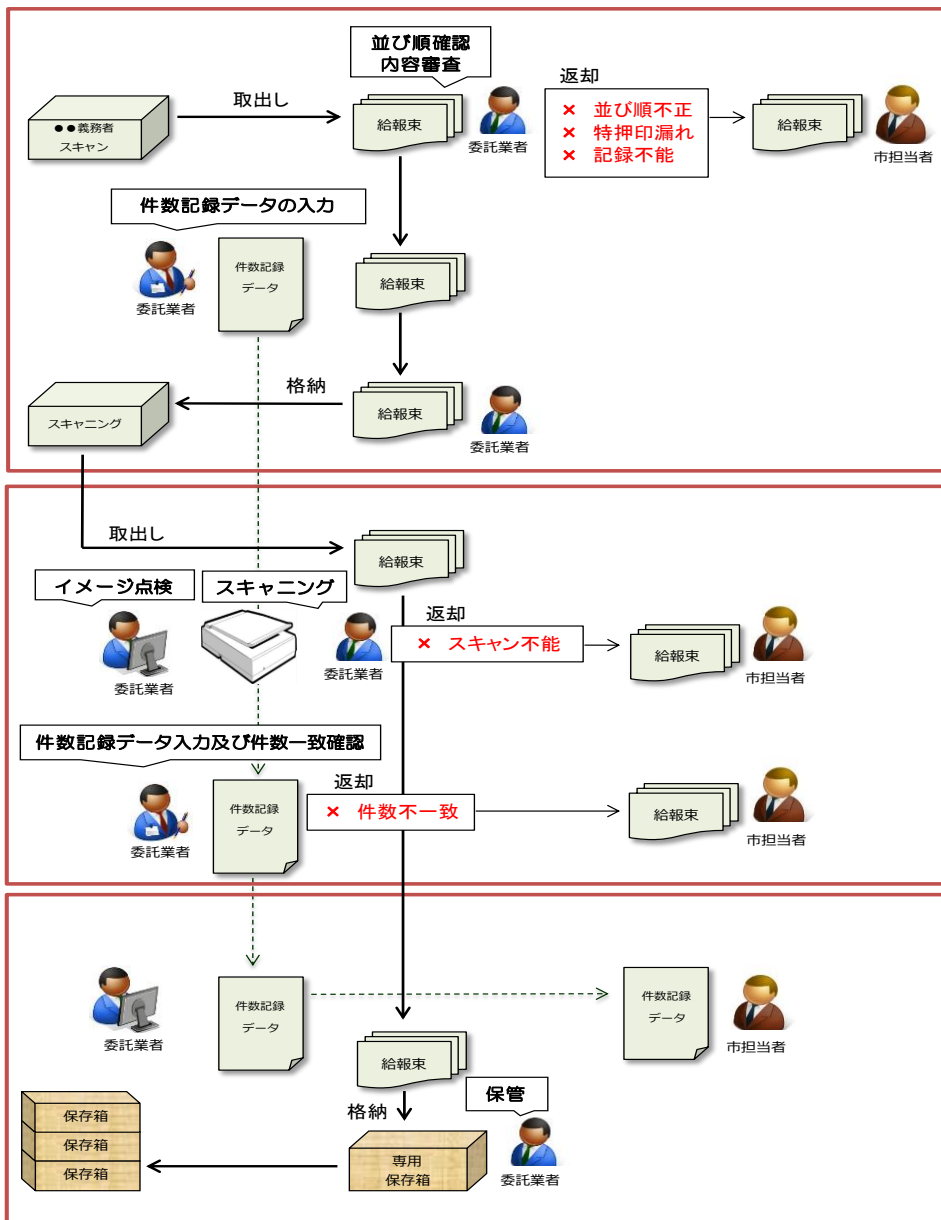
⑧ 日ごとに「件数記録データ」を市担当者へ提出し、確認を受けること。

参考3 専用保存箱表示レイアウト

給与支払報告書	<b>賦課年度 令和3年度</b>	
	資料番号 2021-1101-	
	保存年限 1年	
	廃棄年度 令和5年(2023年)4月	
	保管単位 中央市税事務所市民税課特別徴収係	

賦課資料に打番された資料番号(スキャン日)の4桁を記載する。複数日に分かれる場合については当枠下に明記する等して判別できるようにすること。

参考4 作業イメージ



※ イメージ図であるため作業人数を特定するものではありません。

参考5 件数記録データ

スキャナー番号：1011							
指定番号	スキャニング前に入力		スキャニング予定枚数 【A】	スキャニング後に入力 作成されたイメージ数 【B】	打番された資料番号と突合		【A】=【B】確認
	給報枚数	総括表枚数			開始番号	終了番号	
12345678	51	1	52	52	000001	000052	○
31201105	258	1	259	259	000053	000311	○
56789012	82	1	83	83	000312	000394	○
10033312	3	1	4	4	000395	000398	○
20923000	5	1	6	6	000399	000404	○
60461121	2	1	3	3	000405	000407	○
35786511	8	1	9	9	000408	000416	○
15181106	1	1	2	2	000417	000418	○
11189501	4	1	5	5	000419	000423	○
69889501	1897	1	1898	1898	000424	002321	○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○
			0				○

※ 使用するソフト：Microsoft Excel

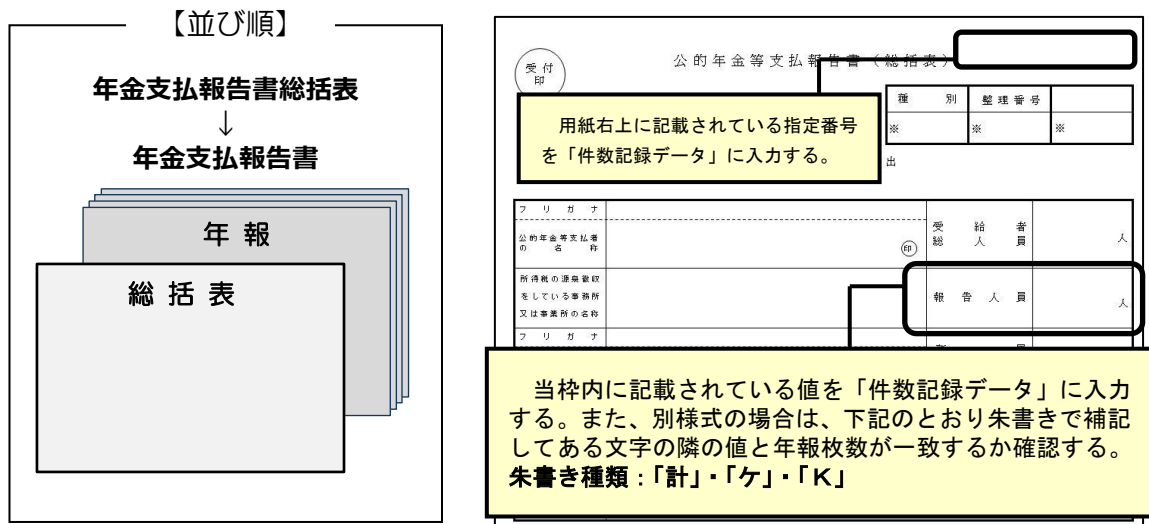
## F 年報の事前審査作業及びスキニング作業

※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

- ① 『最終審査（年報）』箱から総括表及び年報の束（以下、「年報束」という）を取り出し、年報束が次の並び順であるか確認する。

確認の結果、書類が不足している場合には、付箋に「書類不足」と、また、並び順が不正である場合には、付箋に「並び順不正」と記載し、総括表に添付の上、『スキニング作業・市担当者確認』箱に入れる。

**参考6** 年報総括表レイアウト



- ② 次のとおり審査及び件数記録を行う。

総括表に記載されている「報告人員（計）」（朱書き訂正されている場合は、訂正後の数字（「計」・「ケ」・「K」の後ろの数字を優先する）の値を「件数記録データ」に入力し、年報束を『スキニング（年報）』箱に入れる。

「報告人員（計）」の件数が不明である場合は、付箋に「件数不明」と記載し、添付の上、『スキニング作業・市担当者確認』箱に入れる。

- ③ E③～⑧の「給報」と記載されている箇所を「年報」と読み替え、作業を進める。

## G 分離漏れチェック

※各手順において支払者ごとの並び順を必ず保つこと。

- ① Bで分離した No2 給報の束を取り出し、1枚ずつめくり、同一人で完全に同内容のものが2枚連続していないかを再確認する。

※ただし、分離漏れしたものの中には連続で並んでいないものもあるため、チェック方法の詳細については、契約後の打ち合わせの際に別途調整する。

※スペースの都合上、分離漏れチェックに関しては別の作業室で行う場合もあるため、詳細については、契約後調整する。

- ② ①の作業が完了したものは、インデックス（青紙）の指定番号に分離漏れチェック済みであることが分かるように所定のチェックをする。

- ③ ①②が完了したNo.2 給報を指定番号順に並び替える。  
なお、給報の大きさがA 5サイズよりも大きな場合は、A 5サイズになるよう折った上、指定番号順に並び替える。
- ④ ③までの処理が完了したNo.2 給報は、「分離漏れチェック済み」と表示したプラケースに指定番号順に入れて、市の担当者に引き継ぐ。

※本作業は、委託期間の後半（給報の提出数が落ち着いてきてから）を予定しているが、スキャニング作業の進み具合によって、作業タイミングが変動する可能性もあるため、作業開始のタイミングについては、市の担当者と協議のうえ決定すること。

## 6. 注意事項（セキュリティ対策について）

本業務は、課税資料の授受及び保管に対して高い安全性が求められるため、受託者において課税資料の紛失等を防止するための対策として、課税資料の管理体制を構築すること（※）。

※ 課税資料の紛失を防止するための措置及び課税資料の複写等を防止するための措置（個人所有の携帯電話やスマートフォン、パソコン、レコーダー等の記録機器及び USB メモリ等の記録媒体等を持ち込むことを禁止する等の措置）を講じること。

## 7. 業務上の義務

現場監督責任者や作業員等、当業務に関わる全ての者について、市の定める「個人情報取扱注意事項」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 8. 業務履行場所

高度な個人情報（特定個人情報含む）を扱う業務のため、本市の指定する場所で業務を行うこととする。また、指定する場所以外に、当業務に係る一切の資料やデータ等を持ち出すことを禁止する。

### 【指定する場所】

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階  
札幌市中央市税事務所会議室内（会議室の広さ：約 121.8 m<sup>2</sup>）

## 9. 業務期間及び業務実施時間

上記8.のとおり本市の指定場所で業務を行うため、業務期間及び業務実施時間については、下記の範囲内で調整すること。

### 【業務期間】

令和3年1月18日（月）～同年3月3日（水）のうち土、日、祝日を除いた日（31日間）

### 【業務実施可能時間】

午前8時45分～午後5時15分

※ 状況に応じて、例外的に午後5時15分以降の業務も可能な場合があるが、その際は、必ず事前に申し出ること。

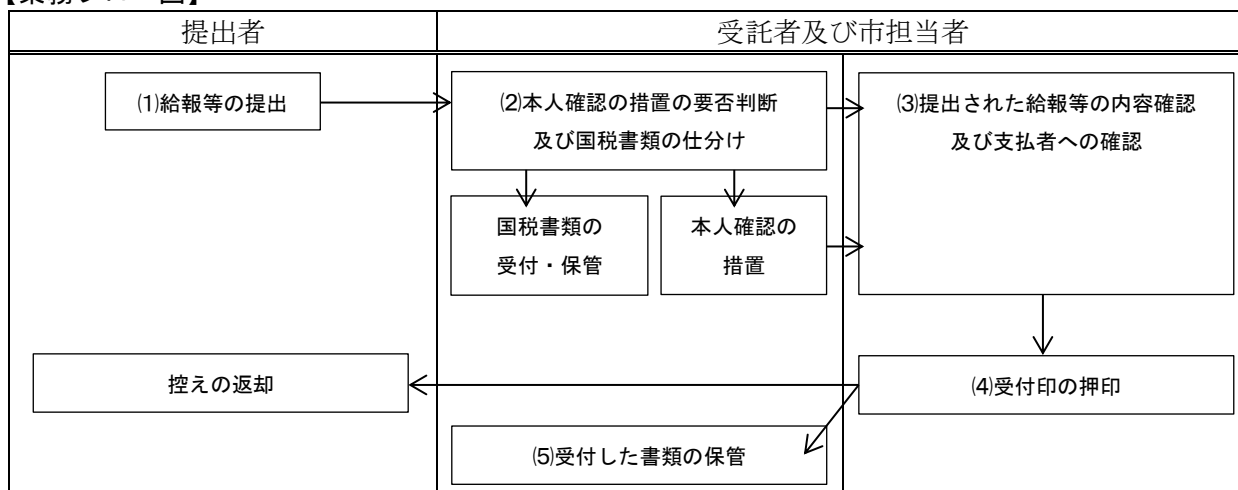
なお、午後5時15分以降の業務実施時間の延長は、あくまでも例外的な取り扱いであり、延長を認めないこともある。

## 2 令和3年度 給与支払報告書等の受付作業

### 1. 業務の概要

中央市税事務所会議室内に設置する受付会場にて行う、給与支払報告書等の受付作業。

#### 【業務フロー図】



### 2. 業務の目的

本業務は、1月中旬～1月末に大量に窓口にて提出される賦課資料について、内容に不備がないかを確認し、收受することを目的としている。

### 3. 各賦課資料及び用語の定義

#### (1) 各賦課資料

- ア 給与支払報告書総括表又は年金支払報告書総括表（以下、「総括表」という。）
- イ 特別徴収分給与支払報告書（以下、「特徴給報」という。）
- ウ 普通徴収分給与支払報告書（以下、「普徴給報」という。）
- エ 公的年金等支払報告書（以下、「年報」という。）

- オ 特別徴収区分票
- カ 普通徴収区分票

※ 「特徴給報」と「普徴給報」は給与支払報告書の内訳である。

以下の記載において、「特徴給報」又は「普徴給報」と内容を指定しない場合には、単に「給報」と表記する。

#### (2) 用語の定義

- ア 支払者  
給与を支給している者、つまり給与支払者（事業主）。
- イ 受給者  
給与の支給を受けている者。
- ウ 特徴義務者  
特徴給報提出枚数が1枚以上の支払者。
- エ 普徴義務者  
特徴給報提出枚数が0枚の支払者。
- オ 指定番号

各支払者に割り振られている8桁の番号。  
札幌市様式の総括表では、右上に記載箇所がある。

**カ 特別徴収義務者番号**

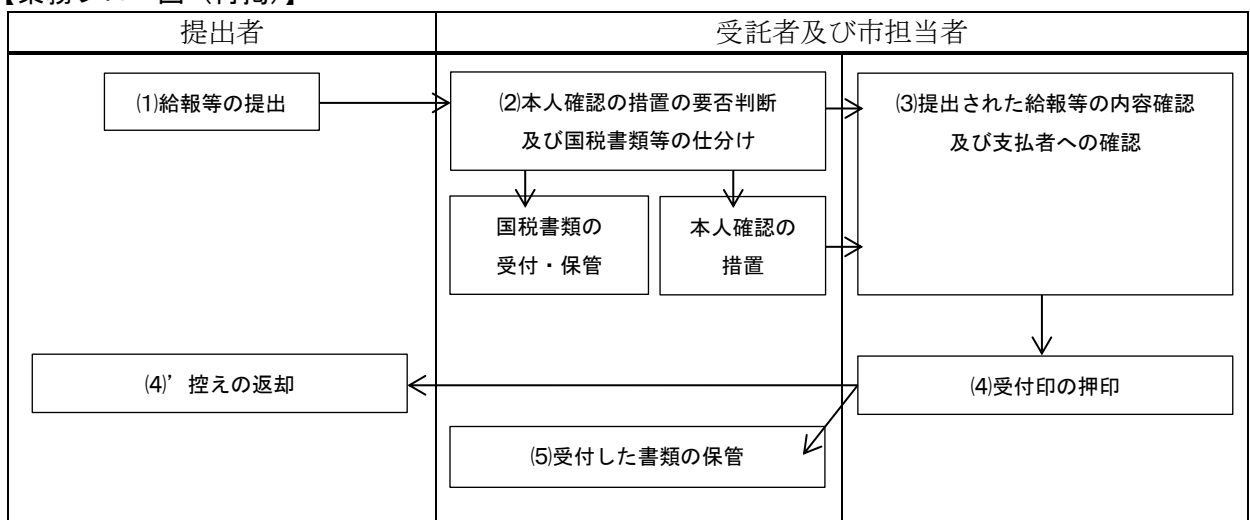
指定番号と同意であり、「支払者番号」と表記されることもある。  
本仕様書上は「指定番号」と記載を統一する。

**4. 予定件数**

日付	参考 件数 (目安)	午前（8：45-12：15） ※12：15-13：00のお昼休み時間帯は 市担当者のみで業務を行う。				午後（13：00-17：15）				当番 人数	
		市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	市 担 当 者	受 託 者
1/15（金）	100件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/18（月）	200件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/19（火）	200件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/20（水）	200件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/21（木）	200件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/22（金）	200件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/25（月）	400件	市職員	受託者	受託者	-	市職員	受託者	受託者	-	1	2
1/26（火）	800件	市職員	市職員	受託者	受託者	市職員	市職員	受託者	受託者	2	2
1/27（水）	800件	市職員	市職員	受託者	受託者	市職員	市職員	受託者	受託者	2	2
1/28（木）	800件	市職員	市職員	受託者	受託者	市職員	市職員	受託者	受託者	2	2
1/29（金）	800件	市職員	市職員	受託者	受託者	市職員	市職員	受託者	受託者	2	2
2/ 1（月）	1,000件	市職員	市職員	受託者	受託者	市職員	市職員	受託者	受託者	2	2

**5. 業務細目及び手順**

**【業務フロー図（再掲）】**



**(1) 給報等の提出（提出者→市）**

中央市税事務所会議室内に設置する受付会場にて、提出者から提出される給報等を順番に受け付ける。

## (2) 本人確認の措置の要否判断及び国税書類等の仕分け（受託者及び市担当者）

### ア 本人確認の措置の要否判断

提出された書類が給報（総括表）である場合、本人確認の措置の要否判断を行う。

本人確認の措置が必要となるものは、本人確認の措置を行った上で受け付けを行い、不要な場合は、そのまま受け付ける。

#### ■本人確認の措置（別添資料「本人確認の措置について」のとおり確認を行うこと。）

支払者が個人事業主の場合は、番号法による受理が必要となるため、受付印の押印前に本人確認が必要となる。

### イ 国税書類等の仕分け及び受付・保管

提出された書類が給与支払報告書（総括表）以外のもの（国税書類等）である場合、以下のとおり対応する。

- 国税書類は本来税務署に提出すべきものであることから、原則、收受（受付）しないこと。  
しかし、提出者からどうしても税務署ではなく本市に提出したい旨の申出があった場合は、やむを得ず受け付けることとする。

#### <受付方法>

受付時に合計表のみに黒か青の受付印を押印し、書類を收受する。個人番号が記載された合計表等を受け付ける場合は、本人確認の措置を行う必要はないことに留意。

なお、納付書（所得税徴収高計算書）については提出者に返却し、直接税務署へ提出するよう指導すること。

## (3) 提出された給報（総括表）の内容確認及び支払者への確認（受託者及び市担当者）

### ア 総括表

- ① 「報告人員」の特別徴収者及び普通徴収者の人数と、提出された普徴給報及び特徴給報の各枚数が合っているか確認する。

一致しない場合は、「報告人員」を訂正してもらうか、不足分の給報を作成してもらった上で提出させる。

また、特別徴収区分票（グリーン紙）又は普通徴収区分票（ピンク紙）が挿入されていない場合は、必要事項を記入してもらった上で該当箇所へ挿入する。

- ② 特徴給報か普徴給報かの判別がつかない場合は、支払者に確認する（税理士や会計事務所等による独自の様式の総括表は判別がつかないことがある）。

ただし、その場で判別がつかない場合は、そのまま受付する（後日、市担当者より問い合わせる旨を伝えること）。

- ③ 支払者の連絡先は必ず記入してもらうこと。

#### ■特に重点的に確認すべき項目

総括表の「報告人員」及び「フリガナ、給与支払者の名称又は氏名」については、スキャニング業務及びパンチ業務において必要となる項目であることから、重点的に特に確認すること。

### イ 給報

給報については、以下の①～④を確認する。

- ① 他市町村の給報が混入していないかを確認する。  
② 氏名（フリガナ）・住所・生年月日・支払者欄について、No.1・No.2 給報ともに記載漏れがないか確認する。  
③ 源泉徴収票（税務署提出用）が給報に添付されている場合は、剥がして提出者に返却する。  
④ 源泉徴収票（本人交付用）が給報に添付されている場合は、剥がして提出者に返却する。

※ なお、給報に記載されている個人番号は、支払者側で確認済みであるため、本人確認の措置の対象外である。

※ 税理士等から大量の給与支払報告書が提出された場合は、会場の状況に応じて市職員の指示に従うこと。

**■総括表がなく、給報のみ持参した場合等**

窓口で総括表を記載の上、提出してもらう。この場合、市担当者に引き継ぐこと。

**(4) 受付印の押印（受託者及び市担当者）**

- ・ 受付する書類の内、総括表には受付印(赤以外)を指定された位置（総括表の左上）に押印する。総括表の受付印は、スキャン時に打番される資料番号と重ならない位置（極力、用紙の左端に寄せる等）に日付がはっきりと読めるインク濃度で押印する（日付はパンチ項目のため、識別可能な濃さで押印するよう心掛けること）。  
なお、控えを持参している場合は、控えにも押印して返却する。
- ・ 給報には、受付印を押印しない。

**(5) 受付した書類の保管（受託者→市担当者）**

受付した書類は、市担当者において、①総括表及び給報、②国税書類等（法定調書及び合計表）ごとに分類し、保管するため、契約後に示す市担当者の指示に基づき、保管する。

## 6. 業務上の義務

現場監督責任者や作業員等、当業務に関わる全ての者について、市の定める「個人情報取扱注意事項」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 7. 業務履行場所

高度な個人情報（特定個人情報含む）を扱う業務のため、本市の指定する場所で業務を行うこととする。また、指定する場所以外に、当業務に係る一切の資料やデータ等を持ち出すことを禁止する。

**【指定する場所】**

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階

札幌市中央市税事務所会議室内

## 8. 業務期間及び業務実施時間

上記7.のとおり本市の指定場所で業務を行うため、業務期間及び業務実施時間については、下記の範囲内で調整すること。

**【業務期間】**

令和3年1月15日（金）～同年2月1日（月）のうち土、日、祝日を除いた日（12日間）

**【業務実施可能時間】**

午前8時45分～午後5時15分



## 本人確認の措置について

### 1 本人確認の措置の要否判断

提出された総括表の種類により、本人確認の措置の要否判断を行う。

給報（総括表）の提出時に本人確認の措置が必要となるのは、個人事業主から個人番号を記載した総括表を提出される場合となり、以下のとおり。

○総括表の「個人番号又は法人番号欄」に 12桁の番号が記載されている場合。

※13桁の場合は法人番号となり、本人確認の措置は不要。

### 2 本人確認の措置

#### 【個人事業主本人が給報（総括表）を提出する場合】

→以下の書類の提示を求め、身元確認及び個人番号の確認を行う。

#### A：個人番号カード

※ 個人番号カードの場合、そのみで身元確認及び個人番号の確認を行うことができる。

#### B：運転免許証等の顔写真付きの書類＋通知カード

※ 顔写真付きの書類により身元確認を、通知カードにより個人番号の確認を行う。

※ 通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り確認書類として使用できるため、記載事項に変更がないか確認すること。

※ 顔写真付きの書類がない場合、健康保険証等の顔写真のない2以上の書類により身元確認を行う。

※ 通知カードがない場合は、個人番号が記載された住民票の写し等でも個人番号の確認を行うことができる。

※ 札幌市から事前に送付するプレ印字総括表であれば、身元確認は不要となり、個人番号の確認のみを行う。なお、プレ印字総括表については、契約後に見本を示す。

### 3 本人確認（身元確認及び番号確認）ができなかった場合

本人確認の措置により、書類不足等により本人確認ができなかった場合、総括表の「個人番号又は法人番号欄」に記載されている個人番号を朱書き二重線により消去して受け付けること。

### 3 令和3年度 特別徴収関係郵便開封作業等

#### 1. 業務の概要

中央市税事務所作業室内で中央市税事務所特別徴収係宛に届いた郵便物の開封・收受作業を行う。

#### 2. 業務の目的

本業務は、1月中旬～2月中旬に大量に郵送にて提出される賦課資料について、收受し、分類することを目的としている。

#### 3. 各賦課資料の定義

##### (1) 各賦課資料

ア 給与支払報告書総括表（以下、「総括表」という。）

イ 給与支払報告書（以下、「給報」という。）

ウ 特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（以下、「異動届」という。）

エ 特別徴収への切替依頼書（以下、「切替依頼書」という。）

※ 上記名称は、提出元により若干表記が異なる場合がある。

#### 4. 予定件数

1/19～1/22 500件/日（4日間）

1/25～2/2 1,000件/日（7日間）

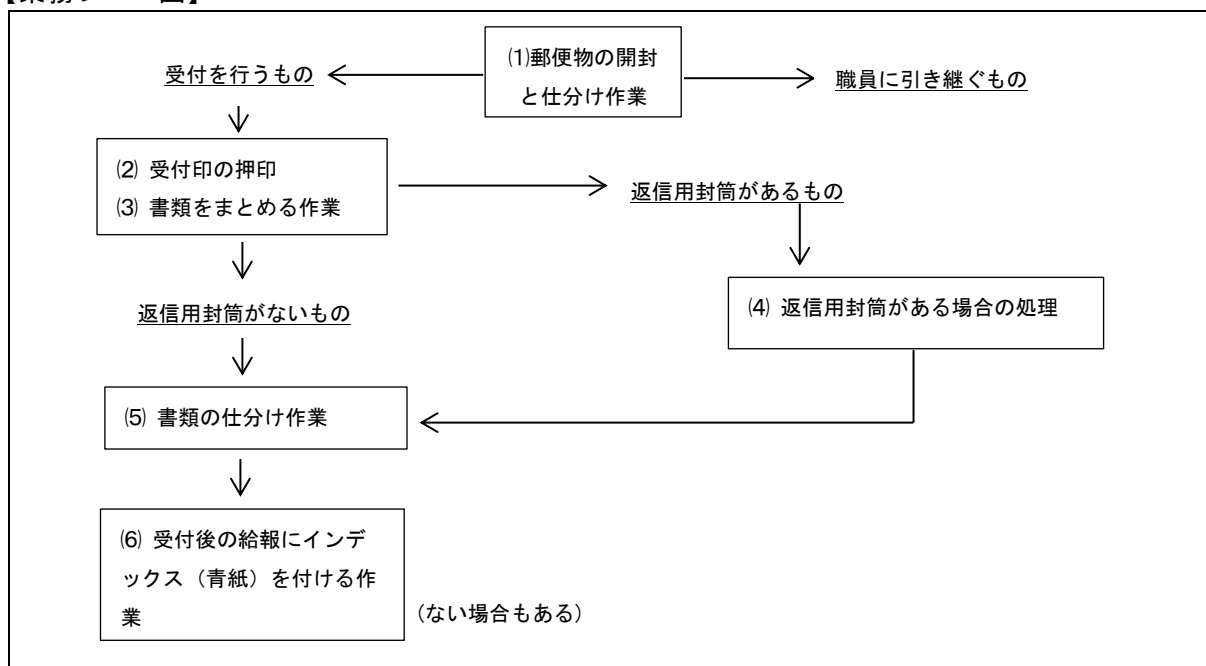
2/3～2/9 200件/日（5日間）

※ 昨年は、職員4名、委託作業員4名で作業を行った。

なお、今年度も職員4名が同じ作業室内で一緒に作業する予定となっている。

#### 5. 業務細目及び手順

##### 【業務フロー図】



### (1) 郵便物の開封と仕分け作業

封筒を開封し、受付を行うものと、職員に引き継ぐものに仕分ける。

#### ア 受付を行うもの

- ・送付状
- ・総括表及び給報（年度が「③」又は「2年分」のもの）
- ・マイナンバー確認書類（「税務代理権限証書」含む）
- ・特別徴収実施困難理由書
- ・異動届
- ・切替依頼書

※総括表及び給報に、マイナンバー確認書類又は特別徴収実施困難理由書が同封されている場合は、総括表及び給報の添付資料として扱うこと（下記③を参照）。

#### イ 職員に引き継ぐもの

- ・総括表及び給報で、年度が「③」又は「2年分」以外のもの
- ・「総括表のみ」又は「給報のみ」のように、片方しかないもの
- ・上記ア以外の書類

※開封時に宛名を確認し、他部署宛てや担当者個人宛てのものが混入している場合は、市の担当者に引き継ぐ。

※アとイが混在している場合は、職員に引き継ぐものに分類すること。

※職員に引き継ぐものに関しては、封筒に入れたまま所定の場所に仕分けること。

### (2) 受付印の押印

郵送物の指定された位置に受付印(赤)を押印する。

#### ア 総括表及び給報

- ・総括表の左上に押印する（スキャン時に打番される資料番号と重ならない位置（極力、用紙の左端に寄せる等）に押印する。）。
- ・総括表が2枚以上ある場合（控用含む）も、すべてに受付印を押印すること。
- ・給報には受付印を押印しない。
- ・特別徴収実施困難理由書が同封されている場合は、右下に押印する。
- ・マイナンバー確認書類が同封されている場合は、「税務代理権限証書」は左上に、それ以外の証明書等のコピーは右下に押印する。

#### イ 異動届及び切替依頼書

- ・異動届及び切替依頼書の左上に押印する。
- ・控用や、同内容のものが2枚以上ある場合も、すべてに受付印を押印すること。

※上記以外に、送付状（送付用鑑）等が同封されている場合がある。もしも送付状等があった場合は右下に受付印を押印すること。

### (3) 書類をまとめる作業

受付印押印後の書類の並び順を整えて、クリップや輪ゴム等でひとまとめにする。

#### ア 総括表及び給報

総括表（返信用封筒がない場合は控用も）→送付状や添付資料（特別徴収実施困難理由書、マイナンバー確認書類も含む）→給報 の順にする。

※給報の並び順は絶対に変えないこと（間に挟まっている区分票も含む）。

※すでにホチキス等でまとめられており、並び順を変更できない場合で、総括表の指定番号が2枚目以降に記載されている場合は、上に重なっている紙の角を折り曲げ、指定番号が見えるようにすること。

#### イ 異動届及び切替依頼書

異動届又は切替依頼書（返信用封筒がない場合は控用も）→送付状や添付資料 の順にする。

※原則、封筒は書類につける必要はないが、以下の場合は、まとめた書類の最後に封筒を付ける。

- ・封筒記載の差出人と、各種書類記載の提出者が異なる場合
- ・届出書に電話番号が無い場合
- ・宛先が、「札幌市中央市税事務所」ではないもの（本庁舎や他事務所宛て）

※空封筒はまとめておき、最後に書類の抜き漏れが無いかを確認する。

#### (4) 返信用封筒がある場合の処理

返信用封筒が同封されている場合には、受付印を押印した控用書類を返信用封筒に入れ、一旦まとめておく。異動届にマイナンバーの記載がある場合は、本市が用意するスタンプを押し、マイナンバーをマスキングした状態で返信用封筒に入れること。

すべての封開けが完了した後に、マイナンバーのマスキングチェックをし、**返信用封筒**に本市が用意するスタンプ（住所、名称等）を押し、封をする。その後市担当者の指示する場所に保管する。  
※同封の送付状に控用書類を返信してほしい旨の記載がある場合は、「処理済」と朱書きすること。  
※総括表及び給報で、本人用の源泉徴収票が同封されている場合は、総括表控えと一緒に返信用封筒に入れる（源泉徴収票に受付印は押印しないこと）。

※返信用封筒があるにもかかわらず返送すべき控用書類がない場合は、市担当者の指示に従い処理すること。

#### (5) 書類の仕分け作業

受付印を押印した書類を、種類ごとに以下により仕分け、所定のプラケース等に入れる。

##### ア 総括表及び給報

指定番号の記載がある場合は、そのまま所定のプラケース等に入れる。

指定番号の記載がない場合は、市担当者の指示する地区ごとに分類し所定のプラケース等に入れる。

##### イ 異動届及び切替依頼書、特別徴収実施困難理由書

指定番号の記載がある場合は、市担当者の指示する指定番号ごとに分類し所定のプラケース等に入れる。

指定番号の記載がない場合は、そのまま所定のプラケース等に入れる。

※特別徴収実施困難理由書は、総括表及び給報に同封されていた場合はその添付資料となるが、単独で郵送された場合は、イにより仕分ける。

※指定番号とは、各支払者に割り振られている 8 桁の番号。

#### (6) 受付後の給報にインデックス（青紙）を付ける作業

受付印を押印して仕分けた後の給報を、指定番号順に並び替えて指定番号ごとのインデックス（青紙）を付ける。

※この作業は、業務の進捗状況に応じて、発生するときとしないときがあり、発生するタイミングも一様ではないため、作業が必要な場合は市担当者から指示がある。

## 6. その他注意事項

- (1) 他の年度が混在していないか注意する（もし見つけた場合は、職員に引き継ぐこと。）。
- (2) 提出された書類（特に給報）の順番は、原則、変えないこと。
- (3) グループ会社、会計事務所、税理士事務所などから提出されている場合、複数の事業者分がひとまとめになっていないか注意すること。
- (4) 異動届については、指定番号が異なる事業者のものが混在していないか確認すること。
- (5) その他、処理に迷うものがある場合は、適宜市担当者に相談の上処理を進めること。
- (6) 業務に必要な物品はすべて委託者側（札幌市）が用意することとする。

## 7. 業務上の義務

現場監督責任者や作業員等、当業務に関わる全ての者について、市の定める「個人情報取扱注意事項」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 8. 業務履行場所

高度な個人情報（特定個人情報含む）を扱う業務のため、本市の指定する場所で業務を行うこととする。また、指定する場所以外に、当業務に係る一切の資料やデータ等を持ち出すことを禁止する。

### 【指定する場所】

札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階  
札幌市中央市税事務所作業室内

## 9. 業務期間及び業務実施時間

上記8.のとおり本市の指定場所で業務を行うため、業務期間及び業務実施時間については、下記の範囲内で調整すること。

### 【業務期間】

令和3年1月19日（火）～同年2月9日（火）のうち土、日、祝日を除いた日（16日間）

### 【業務実施可能時間】

午前8時45分～午後5時15分

※中央市税事務所への郵便物は1日1回（概ね13時～15時の間）到着する。前日の未開封郵便物がない場合は、郵便物到着後、開封作業が終わるまでが作業時間となる。

## 4 令和3年度 償却資産申告書收受作業等

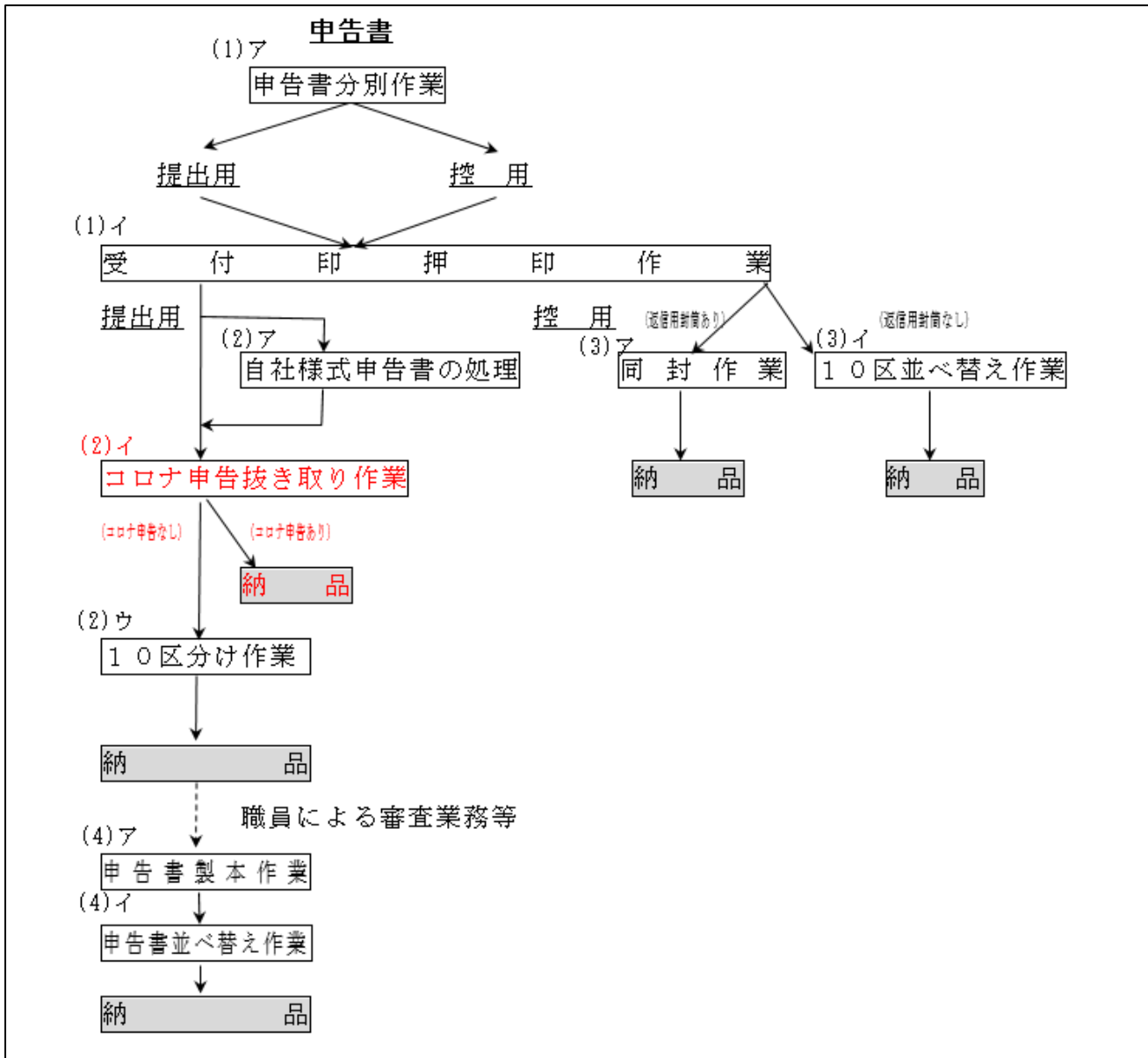
### 1. 業務名

令和3年度償却資産申告書收受作業等

### 2. 業務の概要及び予定件数

- (1) 郵送により提出された償却資産申告書（以下、「申告書」）の收受作業
  - ア 封筒を開封し、提出用と控用に分別する作業（予定件数：16,000件）
  - イ 分別した申告書に受付印を押印する作業（予定件数：32,000件）※中央市税事務所への郵便物は1日1回（概ね13時～15時の間）に到着する。
- (2) 郵送により提出された申告書（提出用）の審査業務等準備作業
  - ア 申告書のうち自社の独自様式申告書（以下、「自社様式申告書」）については、申告書右下に処理欄印を押印し、申告書左下を起点として多穴パンチで穴を開ける作業（予定件数：5,000件）
  - イ 「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書」（以下「コロナ申告書」）が添付されたものの抜き取り作業（予定件数：6,000件）
  - ウ アを含めた提出された申告書を10区に分ける作業（予定件数：10,000件）
- (3) 郵送により提出された申告書（控用）の返信準備作業
  - ア 返信用封筒が同封されている場合は返信用封筒に申告書を入れる作業（予定件数：6,000件）
  - イ 返信用封筒が同封されていない場合は申告書を10区ごとに整理する作業（予定件数：10,000件）
- (4) 審査業務等が終了した申告書の製本等作業
  - ア 申告書を製本（糊付け）する作業（予定件数：30,000件）
  - イ 申告書を並べ替える作業（予定件数：30,000件）
- (5) 業務履行確認書の提出
  - (1)～(4)のうち、指示された項目ごとに件数を集計し、毎業務終了後に業務履行確認書により提出※この予定件数は過去の本市における処理実績により算出したもので、本業務の履行予定件数を保証するものではない。

《参考フローチャート》



### 3. 業務の目的

集中的に大量に送付され、処理に時間を要する申告書の收受作業を業務委託し、職員が優先的に  
行うべき申告書審査・入力業務を遅延させることなく専念できる環境を整える。

### 4. 業務細目

- (1) 郵送により提出された申告書の收受作業
  - ア 申告書分別作業
    - (ア) 同封想定物 (b～f は同封されていない場合もある)
      - a 償却資産申告書 (提出用・控用) ※
      - b 種類別明細書 (増加資産・全資産用) (提出用・控用) ※
      - c 種類別明細書 (減少資産用) (提出用・控用) ※
      - d その他添付資料 (「送付書」「税務代理権限証書」「受領簿」等)

- e コロナ申告書※
- f 返信用封筒

※ 1つの封筒に複数通の申告書（異なる所有者や、同一の所有者でも複数区分の申告書）が同封されている場合があるため、注意を要する。

- (イ) ア(ア)のa～eを【提出用】と【控用】に次の順番に分別（dの分別の詳細については別途指示する）し、申告書左上（四方3cm以内）をホチキス止めし、【控用】に返信用封筒を添付する。

また、複数通の申告書が同封されている場合は所有者及び区別で分けて、処理を行う必要がある。

申告書右側に「提出用」「控用」の記載が無い場合は赤字で記載して分別する。

**【提出用】**

- e コロナ申告書（※添付されている場合）
- a 償却資産申告書（提出用）
- b 種類別明細書（増加資産・全資産用）（提出用）
- c 種類別明細書（減少資産用）（提出用）
- d その他添付資料（提出用）

**【控用】**

- a 償却資産申告書（控用）
- b 種類別明細書（増加資産・全資産用）（控用）
- c 種類別明細書（減少資産用）（控用）
- d その他添付資料（控用）
- e コロナ申告書（控用）

- (注) 返信用封筒が同封されているのに申告書が1部しか入っていなかった場合は封筒ごと職員に引渡し、その後の作業について指示を受けること。（必ず1部を手元に残す必要があるため）

イ 受付印押印作業

申告書左上に受付印を押印し、次の区分により申告書を次工程へ回す。

※受付用バーコードに重ならないように押印すること。

添付資料のうち税務代理権限証書、受領簿及びコロナ申告書等にも受付印を押印する。

- (ア) 提出用  
提出された申告書（提出用）の審査業務等準備作業へ回す。
- (イ) 控用  
提出された申告書（控用）の返信準備作業へ回す。

ウ 他課の書類や他市町村書類が同封されている場合は封筒ごと別保管し、まとめて職員に引渡しを行う。

エ コロナ申告書のみが提出されている場合は受付印を押印したうえで封筒ごと別保管し、まとめて職員に引渡しを行う。

(2) 郵送により提出された申告書（提出用）の審査業務等準備作業

ア 自社様式申告書の処理

- (ア) 自社様式申告書は申告書右下に処理欄印を押印し、左下で揃えて多穴パンチで穴を開け、イの作業へ回す。

- (イ) 通常の申告書はそのままイの作業へ回す。

なお、通常の申告書のうち添付書類等がある場合は、必要に応じて多穴パンチで穴を開ける。（パンチ穴が申告書と同位置になるように左下揃えで重ね、下を基準に多穴パンチにかけること）

イ コロナ申告書が添付されたものの抜き取り作業

- (ア) コロナ申告書が同封されている場合は受付作業後、所有者ごとにクリアファイルに分けて納品する。

- (イ) コロナ申告書が同封されていない場合はウの作業へ回す。



#### ウ 10 区分け作業

申告書の区コードに従い 10 区に分ける。また、1 区に複数の担当者がいる場合は所有者コードをもとに、さらに担当者単位に分けて納品する。

なお、所有者コード未記載のものは職員へ引渡しを行う。

#### (3) 郵送により提出された申告書(控用)の返信準備作業

##### ア 返信用封筒「あり」の場合

一式を返信用封筒に入れ、封はしないで納品する。

※複数通の申告書が 1 つの封筒で送付されてきた場合は、すべての申告書の控用を 1 つの返信用封筒へ入れる。

※返信用封筒の宛名書きの修正(「様」「御中」の追記等)を行う場合あり。

##### イ 返信用封筒「なし」の場合

一式を区コードに従い 10 区に分け、所有者コード下 5 桁の昇順に並べ替えて納品する。

#### (4) 審査業務等が終了した申告書の保管作業

ア 職員から区ごとに渡された申告書を各書類のパンチ穴が同位置になるように左下揃えで重ね、左上隅を糊付けする。

なお、申告書の枚数が多く糊付けが困難な場合は Wクリップ等で留める。

イ 職員から区ごとに渡された申告書を所有者コード下 5 桁の昇順に並べ替え、納品する。

#### (5) 業務履行確認書の提出

指示された項目ごとに件数を集計し提出すること。

## 5. 業務上の義務

現場監督責任者や作業員等、当業務に関わる全ての者について、本市の定める「個人情報取扱注意事項」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 6. 業務履行場所

高度な個人情報(特定個人情報含む)を扱う業務のため、本市の指定する場所で業務を行うこととする。また、指定する場所以外に、当業務に係る一切の資料やデータ等を持ち出すことを禁止する。

【指定する場所】札幌市中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階

札幌市中央市税事務所会議室内(会議室の広さは約 56.4 m<sup>2</sup>であるが、そのうち業務委託で使用できる範囲は 30 m<sup>2</sup>程度)

## 7. 業務期間・業務実施時間

上記 6. のとおり本市の指定場所で業務を行うため、業務期間、業務実施時間については、下記の範囲内で調整すること。

### 【業務期間】

令和 3 年 1 月 21 日(木)から同年 2 月 5 日(金)のうち土、日、祝日を除く日(12 日間)

### 【業務実施可能時間】

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

※ 状況に応じて、例外的に午後 5 時 15 分以降の業務も可能な場合があるが、その際は、必ず事前に申し出ること。なお、午後 5 時 15 分以降の業務実施時間の延長はあくまでも例外的な取扱いであり、延長を認めないこともある。

※ 1 月 25 日(月)、1 月 29 日(金)、2 月 1 日(月)及び 2 月 2 日(火)は郵送申告書が大量に送付されて、業務量が集中するため、人員について注意すること。

## 8. 特別注意事項

(1) 郵送されてきた封筒の開封は原則、当日中に行うこと(封筒の中に緊急を要する他課の書類が同封

されている場合や他課の封筒が混在している可能性があるため)

- (2) 郵送により提出された申告書の納品は原則、翌日(土、日、祝日を除く)午前中までに行うこと(ただし、1月25日(月)受付分は1月27日(水)、1月29日(金)受付分は2月2日(火)、2月2日(火)受付分は2月4日(木)までに納品すること)。

## 9. その他

- (1) 本仕様書に記載した事項のうち、後日特別に指示する必要が生じたものについては、その指示するところによる。
- (2) 業務履行場所における作業員の指揮・監督及び本市との連絡調整にあたるため、現場監督責任者を業務履行場所に常駐させること。
- (3) 本仕様書に定めのない事態が発生した場合には、必ず本市の指示を仰ぐこと。
- (4) 業務履行確認書は委託者指定の様式、完了届は本市指定の様式を用いること。
- (5) 業務に必要な事務用品等については、本市より貸与することとし、業務履行場所の使用料等(水道光熱費を含む)は徴収しないこととする。
- (6) 作業員の勤務状況を管理するため、作業を行う者の名簿を日ごとに作成し、事前に提出すること。
- (7) 来庁者と区別できるよう、作業員は社員証等を着用し作業に従事すること。

## 5 その他の事項

- (1) 本仕様書に記載した事項の内、後日特別に指示する必要が生じたものについては、その指示するところによる。  
また、「1 令和3年度 給与支払報告書等のシステム登録前作業」は、給報の枚数等確認作業からスキャニングまでが一連の処理となっているため、進捗状況に応じて、処理順番や日時納品数目安を変更する場合がある。その場合は、変更後の処理順番等により対応すること。
- (2) 業務履行場所における作業員の指揮・監督及び本市との連絡調整にあたるため、「1 令和3年度 給与支払報告書等のシステム登録前作業」の業務履行場所において、現場監督責任者を常駐させること。
- (3) 本仕様書に定めのない事態が発生した場合には、必ず本市の指示を仰ぐこと。
- (4) 業務履行確認書は委託者指定の様式、完了届は本市指定の様式を用いること。
- (5) 業務に必要な事務用品、スキャニング作業に必要なスキャナ機器及び周辺機器や各種保管箱(折り畳みコンテナや専用保存箱)等については、本市より貸与することとし、業務履行場所の使用料等(水道光熱費を含む)は徴収しないこととする。  
ただし、「1 令和3年度 給与支払報告書等のシステム登録前作業」における、データ作成用のノートパソコンについては受託者において3台用意すること。
- (6) 作業員の勤務状況を管理するため、作業を行う者の名簿を日ごとに作成し、1日毎に提出すること。
- (7) 来庁者と区別できるよう、作業員は社員証等を着用し、作業に従事すること。
- (8) 課税資料(給与支払報告書等)の紛失や行方不明が発生しないよう、厳しく注意すること。(過去に給与支払報告書が行方不明となり、捜索に多大な時間を要したことがあるため、そのようなことがないよう注意してください。)
- (9) 現場監督責任者や作業員等、当業務に関わる全ての者について、市の定める「個人情報取扱注意事項」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (10) 特定個人情報の保全状況については、履行検査時に本市指定の様式の「特定個人情報等取扱状況報告書」により報告すること。
- (11) 契約後、従事者が決まり次第速やかに本委託業務の従事者名簿を提出すること。
- (12) 契約後、従事者が決まり次第速やかに特定個人情報等の取扱いに関する研修を実施し、研修実施報告書を提出すること。